附　則

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和四年九月三十日までの間	一六、七九六人
国税庁	令和四年九月三十日までの間	五六、八七五人

○文部科学省令第九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

文部科学大臣　末松　信介

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一、七四六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
スポーツ庁	一一一人	
文化庁	二九七人	
合計	二、一五四人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一、七三二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
スポーツ庁	一一八人	
文化庁	三〇一人	
合計	二、一五一人	

附　則

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

2　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、令和四年九月三十日までの間においては、一、七六四人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○文部科学省令第十号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

文部科学大臣　末松　信介

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。